

# ハンドフエステについての一考察

——十四世紀東ドイツ農村の法——

阿部 謹也

一

東ドイツ農村の共同体としてのまとまりに関する研究はきわめて少ない。村落秩序の具体的なあり方を知るために、西ドイツにおけるヴァイストゥームにあたるようなものがないと一般に考えられているからであろうが、それよりも近世初頭の《グーツヘルシャフト》の成立によって村落が自律性を失ない、グーツヘルの下部単位に変貌していったために、それ以前の時代についても積極的に評価されずにすまされてきた感がある。しかし社会経済史においては十三世紀から十五世紀初頭迄、植民の結果として《農民の良好な地位》を認めるのが常識となっている。そしてこの《良好な地位》は当然何らかの形で共同体を背後に持っていたと推定され、それを法として裏づけていたのがハンドフエステなのである。このハンドフエステの有効性は十六世紀を境に大きく変るが、ところによっては十八世紀に至る迄村の法としてゲマインデから意識されていた。中世の農民生活の心理的なよりどころが教会と法にあった、と考えることが出来るとすればハンドフエステの内容とその変貌を探ること

は中世から近世への農民生活の移り変りの法的側面を解明することになるだろう。言いかえればグーツヘルシャフトの成立と農村共同体との関連についても一つの角度から照明を与えることになるだろう。小稿では私が企てているこういった総合的研究の準備操作として十四世紀のハンドフエステの内容の分析を行ない、問題の所在を探ってみることにする。

二

東ドイツ、特に明瞭な植民地域における都市や村落の特質はその建設の時期がはっきりしているばかりでなく、当初の建設計画が文書として残されていることもある。勿論すべての集落にあるわけではないが、ほとんどの集落には見られ、それがその村や都市の団体としての権利・義務を後代迄規定する法となっている。私は東プロイセン南部のオステローデ地方の二百七カ村を調査し、現在その場所が確認出来る集落一五〇カ所<sup>(2)</sup>を対象と定めたが、そのうち十四世紀に建設された集落の文書数点の内容を分析してみたい。<sup>(3)</sup>

オステローデで十四世紀に作製された文書にあたってすぐに気付くことは、それらが大きく分けて三種類に分類出来ることである。圧倒的に多いのが、(1)グーートの建設文書で、これにはクルム法のグーートとプロイセン法のグーートとがあり、文書には<sup>(4)</sup>又は<sup>(5)</sup>又は<sup>(6)</sup>又は<sup>(7)</sup>で表現されている。次に、(2)村又は都市の建設文書があるが、史料集では通常これをハンドフエステと記している。しかしハンドフエステという言葉は十四世紀

のオステローデの文書では私の知る限りでは出て来ないので(1)とは内容的に区別されるだけである。最後に、(3)数は少ないがマグデブルグ法<sup>(4)</sup>によるグートがある。これは主として十五世紀に増加するが、既存の村又はグート内にレーエンとして与えられた十フーフエ前後の土地を意味している。(3)は数が少ないのでここでは扱わない。以上二型式の文書の内容を検討するにあたって、代表的な例をそれぞれあげてみよう。

(1) 神の御名においてアーメン。生起せることのすべてが時の変遷と共に四散し、文書に記されねば忘却の彼方に沈潜してしまふ。それ故余アレクサンダー・フォン・コルンレ、エルサレムの聖母マリアドイツ騎士修道会のトラビエにしてクリストブルグのコムトゥールは本文書を見、聞き、読むすべての者に告ぐ。即ち余はクリストブルグの我長老会士の評議を経て、畏敬すべきマネケ、ナウスーテン、イオーネとその真正なる後継者のすべてに以下の境界内の六十フーフエをクルム法で永久に与える。境界の叙述は価値がない。それ故汝等は湖と牧地によるこれらの境界内にその六十フーフエを持つべし。この譲渡により上述の者とその後継者はサッセン地方でクルム法保持者が行なう奉仕と同じく、ワイクセル、メーメル両河の間で四軍役奉仕をもって我修道会士に仕うべし。更に当グート内のプフルーク当り裸麦一シエツフェル、小麦一シエツフェル、ハーケン当り小麦一シエツフェルを聖マルチン祭にイリエンブルグの我修道会に納むべし。次の聖マルチン祭の日より十年の間前述の奉仕とヘレンシエツフェルを免ずる。従って十年経過せし後は奉

仕を開始し、上述の通り支払うべし。上記の事項を不変不易ならしむる為、余は本文書に印章を附す。(証人略) 主の年一三四〇年十月十七日<sup>(5)</sup>。

(2) 余ハインリッヒ・マイツ、エルサレムの聖母マリアドイツ騎士修道会士にしてオステローデのコムトゥールはこの文書を見、聞き、又読むすべての者に告ぐ。即ち余は我長老会士の評議を経てメルカウ村の八十フーフエを畏敬すべきミレブライトにクルム法で与える。定住により彼とその後継者は八免租フーフエ、裁判権且つそこから生ずる収入の三分の一プフェニツヒを取得すべし。最初の境界はミスペルゼー湖畔の櫛に始まり、プラウッケン湖に達し、そこから記された白樺に向い更にそこから最初の境界に達する。この内部に八十フーフエを包含する。更に余は当該八十フーフエより牧師に六免租フーフエを与える。他のフーフエ所有者はフーフエ当り二分の一マルクと鶏二羽を聖マルチン祭に修道会に納め、我会士が必要とする時に各二フーフエから年四日労役すべし。更に村内に建設せられたる酒店は聖マルチン祭に二マルクと鶏十二羽を納め、二分の一は我修道会に他は村長とその後継者が収納すべし。更に余は村長とその後継者にプラウッケ湖で小網による家計の為の自由なる漁獲を許可する。更に八十フーフエよりその所有者は司祭に半十分の一税、裸麦二分の一シエツフェル、燕麦二分の一シエツフェルを免租期間中聖マルチン祭に納むべし。然るに免租期間経過の後には裸麦一シエツフェル、燕麦一シエツフェルの全額を納むべし。上記事項を不変不易ならしむる為、余は本文書

に印章を附す。(証人略) 主の年一三三三年、二月二日。

数多くあるグートとドルフの文書のうち以上の二通を典型的な例として試訳した理由は、大凡次の通りである。

(1) マンヒエングートは十四世紀前半に建設されたこの地方最大の集落で、この頃にはプロイセン人三名の名しかあげられていないが、一五四〇年にはプロイセン自由民八家族が住んでいる。このようにプロイセン人のみの集落であったが、すでに一四九二年にはドイツ人貴族が三フーフエをコムトゥールから買い入れ、一五七〇年の記録では *Rittergut* となっている。一五七一年にヘルツォークは一貴族に当村の自由民から土地を強制的に買入れることを禁じているし、同年に自由民側から貢納が高すぎることをハンドフエステを引合いに出して訴えている。しかし一五七九年の調査によると全体で四五フーフエのうち一貴族が七フーフエ、司祭二ノ五、村長四、自由民八名が二七、五フーフエとなっている。このような経過で十六世紀末には貴族の所有地が全村の二割近くを占めている。これはオステローデにおけるグート成立の極めて典型的なタイプを示している。

(2) メルケン村も当地方最大の村落で、珍らしく十四世紀の賦役日数が判明している。一四一〇年頃にはまだランデスヘルのチンスドルフとなっているが、一四三七年の土地台帳ではチンスドルフに入っていない。一四一四年の土地台帳によると五フーフエから貢納として廿七マルクと少々が出され、十一フーフエは免租期間中となっている。しかし一四一

八年には二貴族がすでに八フーフエを高級裁判権と共に取得し、複数の村長となった。一五四〇年にはアムトの賦役村として記録されている。一五七九年には農民は各二フーフエを所有しているが、一七世紀に入るとハンドフエステをめぐって賦役に対する抗議があとを絶たず、一六四〇年には農民六名が逃亡している。こうしてメルケン村も十四世紀の自由を失なっていくが、これも当地方のプロイセン村落の典型的な変遷過程を示している。

グート附与状においては通常、前文、文書取得者名、法、境界、軍役奉仕、現物貢納、(保有確認料)、納期、免租期間、末尾の文章、附与年月日、という形式をとっている。これらの諸項目のうちで文書によって違いがあるのは法と保有確認料である。法にはプロイセン法とクルム法があるが、一般的に言って所領規模が後者の場合により少ないということが言えるくらいで明確な差はつけにくい。但し十五世紀の租税台帳ではプロイセン人としての奉仕をするグートとクルム法の奉仕をするグートとに分けられている。これだけが唯一の指標なのだが更に *Phugeteide* の支払においても前者はブルーク毎に、後者はハーケン毎に納めているという違いはある。しかしいずれにせよ文書の型式からは決定的な違いは見当らない。ガウゼはゾルダウ地方の研究においてクルム法のグートは後に一般的に貴族のグートとなり、プロイセン法のグートはいわゆるケルマー村落となったと述べているが、ゾルダウをも一部として含むオステローデにおいてはクルム法のグートがケルマー村落とな

る場合もかなり多い。(1)はその例。この問題は文書の型式からのみ判断さるべきではなく、後述するようにむしろその文書保持者がドイツ人であったかプロイセン人であったかという点から論じられなければならない。その他十分ノ一税、労役を免除している文書も二、三ある。十四世紀のグート附与状においては一般に労役の規定は見当らない。この時代に農業賦役が問題にならない位僅少であったことは他の点からも明らかであるが、免除、強制の如何を問わず文書がそのことにほとんど触れていないこともそれを示している。そしてこの点についてのハンドフェステをめぐる解釈が十六、七世紀に争点となるのである。

次に保有確認料の項目でプフルークとハーケン<sup>(8)</sup>の区別がある。常識的にみてドイツ人入植者がハーケンを持っていたとは考えられないから、ハーケン保持者は例外なくドイツ人以外の者(主としてプロイセン人)とみてよいだろう。しかし、だからといってプフルーク保持者がすべてドイツ人であるとは言えない。名前からみてもプロイセン人であることが明らかな者が多数プフルークから貢納を行なっている。(1)文書はプロイセン人に与えられたものだがそこにもプフルークとハーケンが併存している。しかし明らかにドイツ人に与えられたグートからプフルークとハーケンが要求されている場合にはどう解釈したらよいだろうか。一三五一年にオステローデのコムトゥールはハインリッヒ・フォン・レーベンシュタインの寡婦カタリナに二七フーフエをクルム法で与え、自由な使用を許した<sup>(10)</sup>。そしてこ

のグートではプフルーク、ハーケンの両方から貢納が要求されている。この事実を説明する道は一つしかない。即ち十四世紀のグートとはある一定の面積を示しており、おそらくは中心となるホーフを核として二、三のアインツェルホーフを包括しているものと考えられる。そしてそのなかにはドイツ人のホーフもプロイセン人のホーフもあったのではないか。言いかえればグートとはエンゲルブレヒトが述べているように、一種の弛い地縁的なまとまりをもったグルントヘルシャフトであったとも言えよう。このようにグートの構成は人種的に極めてヘテロジエナスなものであった。まだこの段階では村としての体裁はもっておらず、従って裁判権の所在についても明確ではない。係争事件が起った場合にはコムトゥールが裁いた<sup>(12)</sup>。プロイセンに限らず東ドイツ全体に關しても十四世紀の小ジードルンクの時代には *Dorfordnung* に相当するものは残されていない。問題は圧倒的に多いこれらのグートが十五世紀に緊密な集落にまともってゆく際に、どのような経過で自由な構成員からなる村落に、又はヘルシャフトリッヒな性格の濃厚な貴族のグートに変わってゆくのか、という点にある。

(2)十四世紀に建設されたオステローデの一六カ所の集落のうち、同じ世紀に明白に村としてのハンドフェステを得ているものは三八カ村である。これらも区別すればコムトゥールの建設になるチンスドルフと私領主の建設になる村とがあるが、ハンドフェステの内容そのものにはほとんど差はない。その構成をみると、前文、文書取得者名、村のフーフエ数、法、村長の

フーフエ数(免租)、裁判権、裁判收入、境界、司祭の免租フーフエ、残余フーフエからの貢租、(労役の規定)、酒店の貢租、湖での漁獲権、十分ノ一税、免租期間、末尾の文章、附与年月日となっている。順序は多少異なるにしても構成は全ラントで画一的なものである。

まず村のフーフエ数をみよう。現在のメルケン村の村域内の面積は大凡一四〇〇ヘクタールである。しかしこのなかにはブラウッチガーゼーの他ミスベルゼーの一部も入り、更にかなりの急傾斜をなす針葉樹の森林も含まれている。平地は全体の三分ノ一で現在のメルケン村があるあたりである。ところで十四世紀の(2)文書に示された八十フーフエを一フーフエ<sub>II</sub>十六・八ヘクタールとして計算すると一三四四ヘクタールとなり、誤差を考慮に入ればこれは現在の全村域と相覆い、境界の叙述からみても当時から村全体の面積は変わっていないと推定される。

従って村長の持分八フーフエも農民の二フーフエも觀念的な数字でない限り耕地、森林その他を含むものと見做されなければならぬ。村のハンドフエステにおいては共有地の特別な規定がないので、エンゲルブレヒトは共有地が村のアレアルから離されているのではないかと推定しているが、フーフエ概念を検討してみれば村の全フーフエ数で示された境界内にすでに共有地も含まれていることが解るのである。このことからハンドフエステに記された境界を守ることがゲマインデにとって如何に重大であったかを推測し得る。十六世紀の多くの文書ではゲマインデとアムト、貴族の間の境界争いがハンドフエステの記載

事項をめぐって行なわれているが、これはゲマインデにとつては文面には現われないにせよ共有地その他を守る争いを意味していたと理解しなければならない。

更にこれと関連してこのような村の秩序を維持する者としてハンドフエステを保管する村長の存在が大きく浮び上ってくる。東ドイツ村落の村長 *Schulze* は村民の選挙によるものではない。植民請負人(ロカトール)の子孫が世襲的にその地位につく。彼はその地域の警察権をもち、村裁判(低級裁判権)を主催する公権の代表者としてフーフエからの貢租を自分の責任において集め、ランデスヘルに納入する義務を負っていた。これらから解るように村長は始源的にはランデスヘルに任命されそれに対して責任をもつオブリヒカトリッヒな性格が強い。村のハンドフエステもまず *Schulzenhandsete* として村長が受け取り保管していた。ハンドフエステの文面に村長以外の村民又は団体名があげられることは皆無である。このことから村長が村を内外に代表する存在であったと言うことが出来る。植民時代即ち十四世紀の状態が以上の如くであったことは大体確かであるが、以後の発展において村長がオブリヒカトリッヒな性格を失ない、ゲマインデを代表する機関にならなかつたかどうかという問題は残る。この点を論ずることは小稿の範囲を離れることになるが、プロイセンの内陸小都市における *Schulzenamt* の性格の変遷が暗示的である。プロイセンの内陸小都市も村と全く同様植民請負人によって建設され、彼が *Schulze* となった。後には *Stadtrichter* という名称に変わる

が、最近のガウゼの研究によるとこれも何らかの形で常にランデスヘルに任命されていたらしい<sup>(17)</sup>。比較的大量の免租フリーフェをもつ都市においてすらこのような状態であったとすると、村における村長の地位も大差なかったと見なければならぬ。従って村落の以後の発展において村長が極めて重大な役割を占めていたと言える。ランデスヘル<sup>(18)</sup>の地位が強固で、ランデスヘル——村長——村落の線が確保されている場合にはこれらの村落は一種の《自由》を享受し得たと言えよう。しかしランデスヘルが財政的に破綻を来し、農村貴族——村長——村落の線が通るようになるとこの《自由》もかつてのものではなくなる。十六世紀に起ったのはまさにこの事態であった。

最後に(1)(2)両型に共通した問題として人口構成に触れておかなければならぬ。オステローデは一三四一年にクリストブルグから離れ独立したコムトゥーライとなるが、十三世紀迄はクローマンの計算によるとドイツ人騎士の入植者が三人しかおらず、人口もドイツ人一、プロイセン人十、その他八という割合であった<sup>(19)</sup>と言う。ハンドフェステその他の文書を集計してみると前述の一五〇カ所の集落のうちで明白にドイツ人を主たる構成員としているものは確実なところ四カ村のみであり、(尤も不明が圧倒的に多い)他はほとんど全部が主としてプロイセン人その他から構成されている。そればかりではない。同化がかなり進んだと推定される十六世紀初頭の文書においても、プロイセン人の圧倒的多数を示しているものがみられる<sup>(20)</sup>。この地方のドイツ人入植者でドイツ本国から直接に來住した例は皆無で

あり、全部プロイセン内での移住であった。東ドイツ植民もこの地方迄大量の農民を送り込む程には至らなかった。だから十四世紀前半の文書を総計してドイツ人所有フリーフェ数二七〇〇、プロイセン人五〇〇、その他一六〇、という数字が計算されても、これらはグルントヘルを対象とした文字であって直接生産者を考えれば比率は逆になるだろう。そしてこれらの事実は単にナシヨナリティーの帰属の問題であるばかりではなく、騎士修道会支配が一種のフレムトヘルシャフトであったことと並んで、村落のヘテロジェナスな構成を示し、ひとたびランデスヘル<sup>(21)</sup>の力が衰えたときに村長を突破口として土着貴族層の村落への浸透を容易ならしめ、後のグーツヘルシャフト形成の極めて重要な要因となつてゆくのである。

(1) ハンドフェステ Handfeste, Carta Manufirmata といふ概念は漠然としており、ウァクンデ一般や特許状の意味に用いられ、レントンカウフの際に出される文書も含まれている。しかし東ドイツでは主として農村や都市の建設文書を示しているので、ここでもその意味で用いる。

(2) Hartmann, Ernst. Der Kreis Osterode Daten zur Geschichte seiner Ortschaften. Würzburg 1958.

(3) ハンドフェステの内容はプロイセン全土で画一的である。私は別な関心からオステローデの文書のみを扱ったが、ハンドフェステについての結論はプロイセン全土に妥当するものとみてよい。

(4) Becker, Walter. Magdeburger Recht in der Lau-

sitz. Stuttgart 1931 S. 85 ff.

(5) このシートは境が湖と森林によつて明確に示されてゐる。

(9) Preußisches Urkundenbuch (PUB) hrsg. v. Max Hein. scientia 1961. Bd. III. 1 Lief. N° 330 S. 231. Hartmann. a. a. O., N° 96 S. 345.

(10) PUB Bd. III 2 Lief. N° 538 S. 408, Hartmann. a. a. O., N° 105 S. 379.

(10) PUB Bd. IV N° 337 S. 298, N° 553 S. 503, N° 632. S. 569.

(6) プロイセン人によつてはヘーケンに経営単位であると同時に土地の基準なのだが、シュイツ人によつてはヘンタークが経営単位であり、ノーフェは面積にすぎない。ヘンタークには通常三ノーフェが対応してゐる。そしてノーフェは約一・五ヘーケンであり、プロイセン人の経営規模がドイツ人のそれと比較して著しく小さいことが解る。

(11) PUB Bd. IV. N° 671 S. 603.

(11) Engelbrecht, Erwin. Die Agrarverfassung des Ernlandes und ihre historische Entwicklung 1913. S. 24.

(12) Schumacher, Bruno. Geschichte Ost- und West-

preußens Würzburg 1958 S. 100 ff.

(11) Quirin, Heinz. Herrschaft und Gemeinde nach mitteldeutschen Quellen. Göttingen 1952 S. 43.

(11) 近世以来、中世プロイセンの領地植民村落に關する著者の問題、西洋農業経済史研究、昭和二十三年。

(11) Engelbrecht. a. a. O., S. 27.

(11) Engelbrecht. a. a. O., S. 29.

(11) Gause, Fritz Geschichte des Amtes und der Stadt Soldau Marburg 1958. S. 233.

(11) Krollmann, Christian. Zur Besiedlungs-Geschichte und Nationalitätenmischung in den Komtureien Christburg, Osterode und Elbing in Zeitschrift für westpreußischen Geschichtsvereins. H. 4. 1923.

(11) Hartmann. a. a. O., N° 22 S. 70. 71.

(11) Krollmann, a. a. O., S. 25.

(11) Mortensen, Hans und Gertrud. Die Entstehung des ostdeutschen Großgrundbesitzes. Nachricht. d. Akad. d. Wiss. in Göttingen. phil-Hist. Kl. 1955 N° 2.

(一九六一年七月) (一橋大学大学院学生)